

『広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業（大学版）』 質疑応答集

本質疑応答集は、『広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業（大学版）』の交付申請に当たり、過去に問合せのあった事項を募集案内の区分ごとに整理したものです。

1 「補助の対象となる者」について

問 1－1 複数の大学で共同して申請することは可能か。

⇒ 複数の大学で共同して同一の教育研究活動に取り組んでいただくことは可能です。なお、補助金の交付は一つの大学となるため、代表となる大学を決めていただき、申請してください。その場合、様式第2号の「4 連携する企業、団体等」欄に、共同して取り組む大学名、「5 参加学生」欄に共同して取り組む大学の参加学生を記載してください。

2 「補助の対象となる事業」について

問 2－1 「広島広域都市圏を構成する市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動」に該当するかが分からない。

⇒ 本事業は、「地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や産業・経済の更なる発展等に貢献する人材を育成する」ことを目的としています。そのため、学生が単に地域へ出向き、活動に参加するだけではなく、学生が主体的に課題解決に取り組む活動を想定しています。

以下に掲げる内容は、補助対象となりませんので、御注意ください。

＜補助対象とならない事業＞

- 1 学生が単にイベントへ参加するだけのもの
- 2 地域の課題を解決する方法が既に見つかっており、特定の場所で取り組まれているもの

問 2－2 既に本事業の趣旨に沿った教育研究活動を行っている場合は、補助の対象となり得ないか。

⇒ 問 2－1 に記載のとおり、地域の課題を解決する方法が既に見つかっており、特定の場所で取り組まれているものは対象外です。ただし、先駆的・優良事例の横展開を図る場合（特定の市町で取り組んでいる活動を別の市町で活動すること）は対象となります。本事業では、圏域内市町と大学、企業・団体等の新たなネットワークが構築され、様々な地域において、相互が連携・協力しながら、地域課題に向けた活動が展開されることを期待しています。

また、既存の活動を充実・発展させる場合は、対象となり得ますので、個別に御相談ください。

問 2－3 広島広域都市圏外の市町の研究を含めた教育研究活動は補助の対象となるか。

⇒ 本事業は、大学等が広島広域都市圏を構成する市町において、当該市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動を補助対象としています。このため、圏域内の市町の地域課題の解決に主眼を置いた取組であることが明らかな場合のみ、圏域外の市町の研究も含めた教育研究活動であっても補助対象とします。なお、圏域外への旅費交通費は本事業の補助対象外となります。

3 「補助の対象となる経費」について

問3-1 「製本に要する経費」には、本を販売する場合の印刷製本費を含んでよいか。

- ⇒ 印刷物を販売する場合の印刷製本費は補助対象外です。地域に配布するための冊子等の製本に要する経費を想定しています。
- また、同様に、物販を行う場合の商品の仕入れに係る経費も補助対象外です。

問3-2 大学として、ご協力いただく地域の方に初めての挨拶の時に手土産の購入を認めているが、補助の対象となるか。

- ⇒ 謝金を含めて補助の対象とすることは可能です。ただし、社会通念上適当と認められる手土産としてください。

問3-3 学生が自分のパソコンでデータを集めて解析する場合にUSBメモリを利用し、活動に参加する人数分のUSBメモリを購入したいが、補助の対象となるか。

- ⇒ 消耗品費を含めて補助の対象とすることは可能です。ただし、容量や性能につきましては、必要最小限としてください。

問3-4 地域でのアンケートや資料を学内のコピー機での印刷する場合、コピーカードの購入が必要になるが、補助の対象となるか。

- ⇒ 印刷製本費を含めて補助の対象とすることは可能です。ただし、必要最小限としてください。

問3-5 大学等から補填される経費が補助対象外とされているが、一部でも大学で補助した場合は、対象外となるのか。

- ⇒ 明確に経費を区分できる場合は、本事業での補助、大学からの補助を使い分けることも可能です。

4 「補助金額」について

問4-1 「1事業当たり」ということは、一人の教員が複数の事業の指導教員になることは可能か。

- ⇒ 本事業は、学生等が主体的に行う教育研究活動を支援するものであり、指導教員にはその活動が円滑に進むよう指導・助言等を行っていただくことを期待しているため、一人の教員が複数の事業の指導教員になることはできません（1指導教員につき、申請は1件までとしています）。

5 「補助対象期間」について

問5-1 補助金交付決定日より前に活動を行ってもよいか。

- ⇒ 自主的に活動を行うことは構いません。ただし、補助金交付決定日より前に行った活動に対して、遡って補助金を活用することはできません。

6 「補助金の交付申請」について

問6－1 提出書類は郵送が必要か。

⇒ 様式を定めている提出書類は、いずれも押印不要ですので、Eメール(kouiki@city.hiroshima.lg.jp)による提出も可能です。Eメールで御提出いただいた場合は、2日以内（土日祝を除く。）に、受理した旨を返信させていただきます。

問6－2 様式第1号の申請者、代表者（右上）は、何を記載すべきか。

⇒ 次のパターンを想定しています。

- | | |
|------------------|---------|
| 1 申請者：大学等の名称 | 代表者：学長 |
| 2 申請者：大学等を運営する法人 | 代表者：理事長 |